

ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業の概要

1 利用できるかた

この制度を利用できるかたは、市内に住所を有し、常時おむつを使用しているかたです。

- (1) おおむね65歳以上で常時臥床又は認知症等で失禁状態にあり、本人が市県民税非課税である者
- (2) 18歳以上で身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けており常時臥床の状態にある者
- (3) 18歳以上で療育手帳制度による療育手帳の交付を受けており常時臥床の状態にある者
- (4) 前各号に掲げるかたのほか、特に市長が必要と認めた者
ただし、表の施設に入所されているかたを除きます。

- ① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム
- ② 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設
- ④ 介護保険法（平成9年法律第123号 改正平成29年6月2日号外法律第52号）第8条第25項に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設（平成36年3月経過措置含む）並びに同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設

2 支給する紙おむつ（1ヵ月）

別紙のカタログの中から、希望されるもの1種類のみを支給します。

3 利用者の負担

月 1,300円（紙おむつの配送時に直接、配送業者に支払ってください。）

4 支給の方法

- (1) 毎月おおむね20日から月末までの間に業者が配送します。
- (2) 配送先は、原則対象者の住所地となります。

5 支給の申請

- (1) 所定の申請書類を市担当課（長寿支援課、障害福祉課）に提出してください。
（郵送・FAX可）
なお、申請書類の受付け時に、そのかたの身体状況や生活状況などを詳しくお聞きする場合があります。
- (2) 新規申請や変更届の受付けは、月末（土曜・日曜・祝日にあたる場合は、その前の開庁日）に締め切ります。新規や変更の配送開始は、受付けした翌月からになります。